

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(火災及び救急出場手当) 第11条 火災及び救急出場手当は、消防職員（消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第11条</u> に規定する消防職員をいう。以下同じ。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。	(火災及び救急出場手当) 第11条 火災及び救急出場手当は、消防職員（消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第12条</u> に規定する消防職員をいう。以下同じ。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(春日部市消防本部及び消防署の位置並びに名称及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市消防本部及び消防署の位置並びに名称及び管轄区域に関する条例（平成17年条例第162号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第10条</u> の規定に基づき、本市の消防事務を処理するため消防本部及び消防署を置く。	第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第11条</u> の規定に基づき、本市の消防事務を処理するため消防本部及び消防署を置く。

(春日部市消防団条例の一部改正)

第3条 春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。） <u>第18条</u> 第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の任免、定員、服務、給与、分限その他の身分等取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。） <u>第15条</u> 第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の任免、定員、服務、給与、分限その他の身分等取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第165号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第25条</u> の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号） <u>第15条の8</u> の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。